

西脇市市民交流施設条例施行規則（令和3年1月15日規則第1号）

最終改正:

改正内容:令和3年1月15日規則第1号 [令和3年5月6日]

○西脇市市民交流施設条例施行規則

令和3年1月15日規則第1号

西脇市市民交流施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市市民交流施設条例(令和元年西脇市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により、市民交流施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西脇市市民交流施設利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付開始日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第3条 市長は、利用の許可をしたときは、西脇市市民交流施設利用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 市民交流施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、西脇市市民交流施設を利用しようとする場合において、前項の利用許可書を市民交流施設を管理する職員に提示しなければならない。

(利用時間)

第4条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び設備等の原状回復に要する時間を含めたものとする。

(利用時間の超過)

第5条 市長は、やむを得ない事情があると認め、かつ、市民交流施設の管理上支障がない場合に限り、利用時間を超過して市民交流施設の利用を許可することができる。

(特殊な設備及び器具の使用料)

第6条 特殊な設備及び器具の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、利用の際に納付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定により、使用料を減免することができる場合及びその減免の額は、次に定めるところによる。

- (1) 市及び関係機関が公の目的で利用する場合 基本料金の全額
- (2) 市内の小学校又は中学校が利用する場合 全額又は基本料金の半額
- (3) 市内の高等学校が利用する場合 基本料金の半額
- (4) 文化芸術活動、健康増進活動及び市民活動の支援並びに促進を図る目的で市民交流施設を継続的に利用する市内の団体で、市長が認めるものが利用する場合 基本料金の半額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が認める額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、西脇市市民交流施設使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第10条ただし書の規定により、既納の使用料を還付することができる場合及びその還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかった場合 未利用時間に相当する使用料の全額
- (2) 公用又は市民交流施設の管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 未利用時間に相当する使用料の全額
- (3) ホールについては利用期日の30日前までに、その他については利用期日の10日前までに利用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認める場合 使用料の8割相当額
- (4) その他市長がやむを得ない理由があると認める場合 市長が認める額

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、西脇市市民交流施設使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用許可の取消し等の通知)

第9条 市長は、条例第13条の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限したときは、速やかに西脇市市民交流施設利用許可取消等通知書(様式第5号)を交付しなければならない。

(破損滅失の届出)

第10条 入館者及び利用者は、市民交流施設の建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。

(入館者の遵守事項)

第11条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、火気の使用及び飲食をしないこと。
- (2) 市民交流施設内をみだりに汚さないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他市民交流施設の管理に関する指示に従うこと。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、火気の使用及び飲食をしないこと。
- (2) 収容人員は、利用の許可を受けた所定の人員の範囲内とすること。
- (3) 許可を受けずに、物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに、壁、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可を受けた設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (6) その他市民交流施設の管理に関する指示に従うこと。

（利用等の打合せ）

第13条 利用者は、市民交流施設の利用について、事前に市民交流施設を管理する職員と利用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

（責任者の設置）

第14条 利用者は、利用する施設（階段、通路等附属物を含む。）内の秩序を保持するため、必要な責任者を置かなければならない。

（入場の承諾）

第15条 市民交流施設を管理する職員が市民交流施設の管理上必要があつて利用場所への立入りを求めたときは、利用者は、これを拒むことができない。

（原状回復の点検）

第16条 利用者は、条例第14条の規定により、原状に回復したときは、速やかに市民交流施設を管理する職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第17条 条例第17条の規定により、指定管理者による管理が行われた場合は、第10条を除き、この規則中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

申請者の区分	市民	左欄以外の者
室名 ホール 楽屋1 楽屋2 楽屋3 楽屋4	利用期日の13月前の日の属する月の初日	利用期日の12月前の日の属する月の初日
あつまるスタジオ つながるスタジオA つながるスタジオB はぐくむスタジオA はぐくむスタジオB うごくスタジオ1 ひらめくスタジオ1 ひらめくスタジオ2 たべるスタジオ	利用期日の7月前の日の属する月の初日	利用期日の6月前の日の属する月の初日
備考 この表において「市民」とは、市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。		

別表第2（第6条関係）

特殊な設備及び器具の使用料

品名	単位	使用料の額
舞台道具類		
平台	一式	1,500円
音響反射板	一式	4,000円
金びょうぶ	1双	2,000円
地がすり	1枚	1,000円
雪籠(降り落とし装置を含む。)	一式	500円
めくり台	1台	100円
高座用座布団	1枚	100円
長座布団	1枚	100円
緋毛せん	1枚	100円
カーペット	1枚	500円
上敷	1枚	100円
バレエシート	一式	3,000円
姿見	1台	200円
司会者台	1台	200円
演台	1台	200円
高座卓	1台	200円
花台	1台	200円
スクリーン	一式	1,000円
指揮者台	1台	200円
指揮者譜面台	1台	100円
演奏者譜面台	1台	50円
譜面灯	1台	50円
コントラバス椅子	1脚	50円
ピアノ椅子	1脚	50円
アップライトピアノ(ピアノ椅子1脚を含む。)	1台	400円
コンサートグランドピアノ(ピアノ椅子1脚を含む。)	1台	10,000円
照明設備類		
ボーダーライト	1列	500円
サスペンションライト	1列	1,000円
アッパーホリゾンライト	一式	1,000円
ローアホリゾンライト	一式	1,000円
フロントサイドライト(両サイド)	一式	2,000円
シーリングライト	一式	2,000円
フォローピンスポットライト	1台	2,000円
スポットライト	1台	200円
エフェクトマシン	一式	1,000円
スモークマシン(スモーク液を含む。)	1台	3,000円
ミラーボール	1台	1,000円
ダブルゴボローテーター	1台	300円
カラーフィルター	1枚	50円
ビデオプロジェクター	1台	8,000円
プロジェクター	1台	2,500円
音響設備類		
音響調整卓(マイク1本を含む。)	一式	3,000円
移動型フロアモニタースピーカー	一式	1,000円
ダイナミックマイク	1本	500円
コンデンサーマイク	1本	1,000円
バウンダリーマイク	一式	1,000円
デジタルワイヤレスマイク	1本	1,000円
ゲースネックマイク	1本	500円
吊りマイク装置	一式	1,000円
ソリッドステートCDレコーダー	一式	600円
CDプレーヤー	一式	600円
MD/CDレコーダー	一式	600円

	カセットテープレコーダー	一式	600円
	移動型PAアンプ／スピーカー	一式	1,000円
	ラジオカセットレコーダー	1台	100円
その他			
	椅子	1脚	10円 (70脚以下無料)
	机	1台	20円 (30台以下無料)
	展示パネル	1枚	50円
	スカッシュラケット	1本	1回につき 100円
	スカッシュボール	1個	1回につき 50円
	ヨガマット	1枚	1回につき 50円
	自立型スクリーン	1台	500円
	イーゼル	1台	100円
	持込電気器具	1kW	150円
備考			
<ol style="list-style-type: none"> 1 使用料は、利用単位について記載のあるものを除き、1日単位とする。 2 コンサートグランドピアノはホール利用時に、スカッシュラケット及びスカッシュボールはうごくスタジオ1利用時に使用できる。 3 ピアノの使用料には、調律料を含まない。 4 展示パネルは、展示期間中のみ使用料を徴収する。 5 持込電気器具の定格消費電力の合計に1kw未満の端数が生じた場合は、これを1kwに切り上げる。 6 算出した使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 			

様式第1号(第2条関係)

西脇市市民交流施設利用許可申請書

許可番号	施設長	係

年 月 日 西脇市長 様	申請者住所（所在地）		
	申請者氏名（名称）	責任者氏名	
	電話番号 ()		
利用目的	行事の名称		
	行事の内容 ◎暴力団の活動又は暴力団の利益につながる利用ではありません。		
利 用 室 日 時 人 員		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
入場料等の徴収の有無	指定席 円	一般席 円	関係者のみ 無し
上演回数及び時間	第1回 時 分~ 時 分	第2回 時 分~ 時 分	第3回 時 分~ 時 分
特殊設備・器具等	利用者が行う特別の設備等 設置する。 設置しない。		

※ 使用料等

区分・室名								備考
基本料金	使用料							
	特殊設備・器具等							
特例・加算料金	営利・入場料							
	冷暖房							
	時間超過							合計
計								

様式第2号（第3条関係）

西脇市市民交流施設利用許可書

利用許可申請書受付日 年 月 日	申請者住所（所在地）			
	申請者氏名（名称） 電話番号 （ ）	責任者氏名		
利用目的	行事の名称			
	行事の内容			
上演回数 及び時間	第1回 <input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後			
	第2回 <input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後			
	第3回 <input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後			
利用室名 日時 人員		月 日 時 ～ 月 日 時	予定人員	人
		月 日 時 ～ 月 日 時	予定人員	人
		月 日 時 ～ 月 日 時	予定人員	人
		月 日 時 ～ 月 日 時	予定人員	人
		月 日 時 ～ 月 日 時	予定人員	人
		月 日 時 ～ 月 日 時	予定人員	人
		月 日 時 ～ 月 日 時	予定人員	人
入場料等 徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有（1人 円） <input type="checkbox"/> 無			
特殊設備・器具等の利用				
利用者が行う特別の設備等				

上記のとおり、西脇市市民交流施設の利用を許可します。

年 月 日
様

西脇市長

様式第3号（第7条関係）

西脇市市民交流施設使用料減免申請書

年 月 日

西脇市長 様

申請者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称)

次の理由により、使用料を減免して下さるよう申請します。

利用目的	行事の名称		
	行事の内容		
利 用 名 目 時 間 人 員		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時 ~ 月 日 時	予定人員 人
特殊設備・器具等			
利用許可年月日		年 月 日	
納付すべき使用料の額	減免申請額	差引納付額	
円	円	円	
減免申請の理由			

納付すべき使用料の額	減免額	差引納付額
円	円	円
上記のとおり、西脇市市民交流施設使用料を減免します。 年 月 日 様 西脇市長		

様式第4号（第8条関係）

西脇市市民交流施設使用料還付請求書

年 月 日

西脇市長 様

申請者 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （名 称）

次の理由により、使用料を還付して下さるよう申請します。

利用目的	行事の名称		
	行事の内容		
利 用 名 時 日 人 員		月 日 時～ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時～ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時～ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時～ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時～ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時～ 月 日 時	予定人員 人
		月 日 時～ 月 日 時	予定人員 人
特殊設備・器具等			
利用許可年月日		年 月 日	
納付年月日	円	既納付使用料 年 月 日	使用料還付請求額 円
還付請求の理由			

既納付使用料 円	還付額 円
上記のとおり、西脇市市民交流施設使用料を還付します。 年 月 日 様 西脇市長	

様式第5号（第9条関係）

西脇市市民交流施設利用許可取消等通知書

利用許可年月日 年 月 日	申請者の住所
	申請者の氏名
利用目的	行事の名称
	行事の内容
利用の日時	年 月 日（曜日）から 月 日（曜日）まで 日間 <input type="checkbox"/> 午前 時から <input type="checkbox"/> 午前 時まで <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 午後
利室 用名	
取消し等の処分の別	<input type="checkbox"/> 利用の許可の取消し <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 利用の制限
取消し等の理由（利用の制限をしたときは、その内容等を記入すること。）	

上記のとおり通知します。

年 月 日

様

西脇市長